

令和8年2月8日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

石川県選挙管理委員会

告 示 番 号 : 1

略
歴

A black and white portrait of a middle-aged man with glasses, wearing a suit and tie. He is looking directly at the camera with a slight smile. The background is a plain, light color.

最高裁判所判事
たか す じゅん
い

昭和三四年一〇月九日生

A black and white portrait of Dr. Yoko Kondo. She is a middle-aged woman with short, dark hair and glasses. She is wearing a dark suit jacket over a white collared shirt and a patterned tie. The background is a plain, light color.

最高裁判所判事
　　おき　の

昭和三九年一月一二日生

表半官としての心構え
制定された法が、その役割を十分に果たすためには、その法に關する充実した解釈論を構築する必要があり、そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が誠に大きいと考えています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を全うするために適切な法の解釈を試みることに専心する所存です。「法律学は、実現すべき理想の探求を伴わざる限り盲目であり、法と社会との現実的関係に注目しない限り空虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である」、これはある高名な民法研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。私は弁護士だった当時からこの言葉を大切にしてきました。この言葉をこれからも大切にして、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聴き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思つております。

二 医療觀察法四二条一項の決定に対する抗告の申立書の記載方式や抗告申立ての期間等をどのように定めるかは、立法政策の問題であつて、憲法適否の問題ではない（全員一致・裁判長）。

二 令和七年九月二六日 第二小法廷判決

令和六年に行われた衆議院議員総選挙当時において、公職選挙法一三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたということはできず、憲法一四条一項等に違反しないとした多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、憲法の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であつたとの意見を付した。

三 令和七年一二月二三日 第二小法廷決定

大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に

| | | |
|--------|----|--|
| 昭和六三年 | 四月 | 弁護士登録（東京弁護士会） |
| 昭和六四年 | 四月 | 法政大学法学部非常勤講師 |
| 昭和六五年 | 四月 | 法政大学大学院法務研究科教授 |
| 昭和六六年 | 四月 | 法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事 |
| 昭和六七年 | 六月 | 公益財団法人日弁連法務研究財団常務理事 |
| 昭和六八年 | 四月 | 法政大学大学院法務研究科長 |
| 昭和六九年 | 五月 | 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長 |
| 昭和六十年 | 六月 | 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事 |
| 昭和六十一年 | 二年 | 最高裁判所民事審判規則別定諮詢委員会委員 |
| 昭和六十二年 | 二年 | 東京都葛飾区生まれ 春日部高校 法政大学 |
| 昭和六十三年 | 二年 | 法学部を卒業。京都大学大学院法学研究科法政理論専攻修了・京都大学博士（法学）。法政大学名誉教授。 |
| 昭和六十四年 | 二年 | 平成 |
| 昭和六十五年 | 二年 | 令和 |

告 示 番 号 : 2

告 示 番

最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしつかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思います。

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和七年一〇月二〇日 第三小法廷決定
全体が包括一罪を構成する業務上横領の事案について月ごとの横領金額を明示した訴因に対し一部の月の横領金額につき訴因を上回る金額を認定するに当たり訴因変更手続を経なかつたことに違法はないとした（全員一致）。
- 二 令和七年一〇月二一日 第三小法廷決定
コンテナ倉庫が刑法一三〇条にいう「建造物」に当たるとした（全員一致）。
- 三 令和七年一二月一〇日 第三小法廷決定
病院の診療録中、刑訴法三三三条二号により採用された出所

| | |
|---------|-------------------------------------|
| 平成二年一〇月 | 筑波大学社会科学系専任講師 |
| 五年四月 | 学習院大学法学部助教授 |
| 一年四月 | 学習院大学法学部教授 |
| 四年四月 | 法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職 法務省民事局付） |
| 六年四月 | 学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大 学院）教授兼法学部教授 |
| 一九年四月 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |
| 二二年一〇月 | 東京大学大学院法政学研究科教授 |
| 七年四月 | 東京大学大学院法政学研究科長・法学部 |
| 令和 | 長 |

投票日 2月8日(日)

投票は18歳から

投票時間 午前7時から午後8時まで (一部投票所を除く)

期日前投票 1月28日(水)から2月7日(土)まで

- ◎ただし、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、2月1日(日)から2月7日(土)までとなります
- ◎詳しくは、各市町選挙管理委員会までお問い合わせください。

最高裁判所裁判官国民審査 うすい緑色の投票用紙 やめさせた方がよいと思う裁判官には×を記入